4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって組合の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

［二～九　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第三条　漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［略］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。 ［3・4　略］ （連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項） **第三条**　［略］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。 3　［略］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　その他金融機関等（自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって組合の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ［二～九　略］	（単体における事業年度の開示事項） **第二条**　［同上］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 ［3・4　同上］ （連結会計年度の開示事項） **第三条**　［同上］ 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。 3　［同上］ 4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　その他金融機関等（自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ［二～九　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部改正）

第四条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二十三条**　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条及び別紙様式第九号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会	（単体における事業年度の開示事項） **第二十三条**　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条及び別紙様式第四号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会